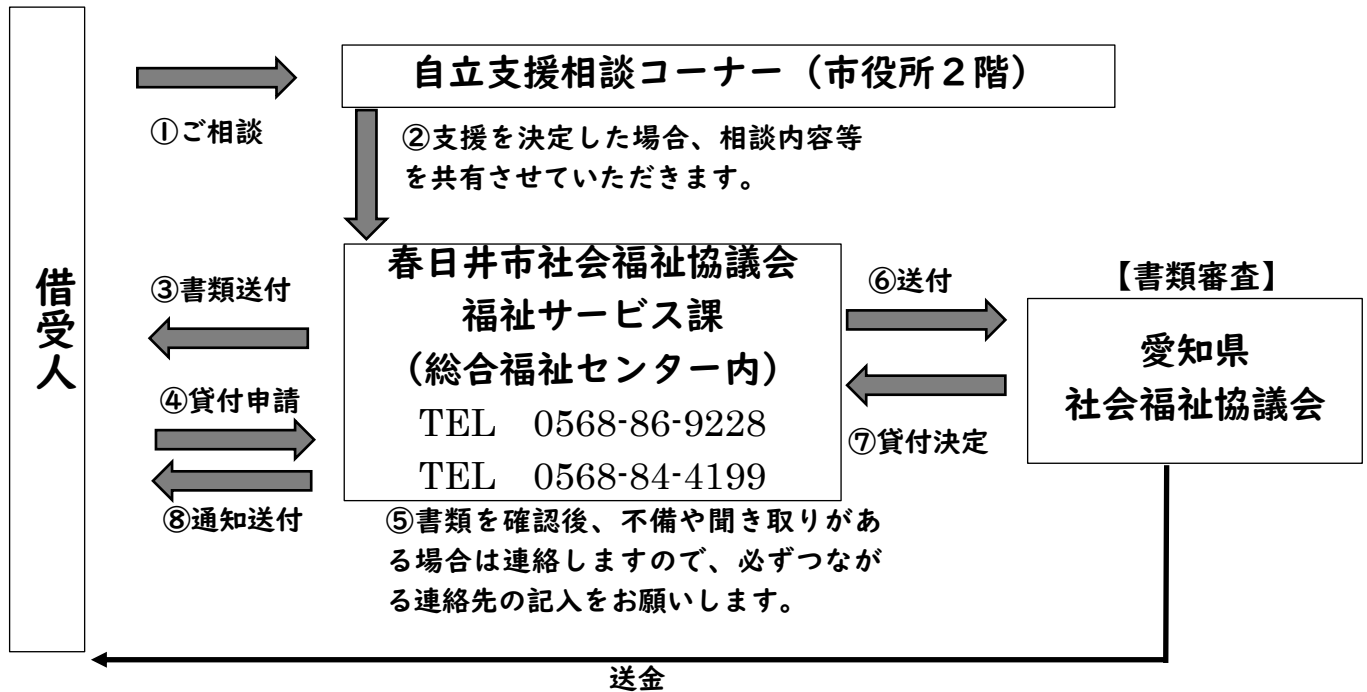


【延長】・【再貸付】総合支援資金 手続きの流れ



令和3年2月19日（金）より、【再貸付】の自立支援相談コーナーでの相談受付が始まります。

それに伴い、令和3年2月22日（月）より、社会福祉協議会・福祉サービス課での【延長】総合支援資金・【再貸付】総合支援資金の面談を廃止し、申請書類の郵送対応とします。

①必ず先に自立支援相談コーナー（市役所）でご相談ください。緊急小口資金及び総合支援資金（延長も含む）の入金日をお知らせください。

③自立支援相談コーナーでの相談後、福祉サービス課へ「状況確認シート」が届き次第、記入された住所に申請書類を郵送します。

④記入していただいた申請書類を、社会福祉協議会福祉サービス課へ、郵送か持込みをお願いします。（持込の場合、受け取るのみです。）福祉サービス課で書類を確認後、不備や聞き取りが必要な場合は、連絡しますので

（TEL 0568-84-4199） 日中必ずつながる連絡先の記入をお願いします。

※自立支援相談コーナーにて、支援同意「相談状況確認シート」を受けても、総合支援資金の貸付が決定したわけではありません。春日井市社会福祉協議会での申請後、愛知県社会福祉協議会の審査の結果、不承認となる場合もあります。